

児童発達支援の更新申請時に セルフプラン活用が選択できるようになりました

1 サービス等利用計画（障害児支援利用計画）について

これは、指定障害児相談支援事業者（以下「相談支援事業所」）が作成するもので、サービスの利用を希望するお子さまの総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえて、最も適切なサービスの組み合わせを検討し作成する、総合的な援助方針です。



2 セルフプランについて

このサービス等利用計画に代わるものとして、「セルフプラン」があります。お子さまの保護者等が、ご自身の力でお子さんに合った支援を考え、通所先となる児童発達支援事業所を見つけ、調整していくものになります。

3 セルフプランの活用について

本市においては、相談支援事業所が作成するサービス等利用計画の提出をお願いしているところですが、この度、保護者等がセルフプランを希望される場合には、この主旨を理解いただいたうえ、セルフプランを提出していただけることとしました。ただし、複数のサービスのご利用希望や、状況に変化がある等がございましたら、相談支援事業所へご相談ください。

4 セルフプランの対象者

- ①原則、更新申請であること
- ②支給量が標準の月5日以内であること
- ③保護者等がセルフプランを希望しており、保護者等でセルフプランが作成できること
- ④利用する児童発達支援事業所が1つであること



5 セルフプランの取扱いについて

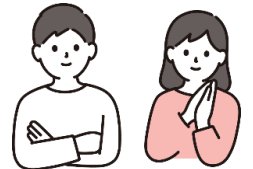
- ・セルフプランを希望する場合、更新申請前に、現在契約している相談支援事業所にご相談ください。

その後、更新申請時に市にセルフプランを提出してください。

セルフプランの様式は市ホームページからダウンロードできます。 [こちらから→](#)
事前に記入いただくことをお勧めしていますが、窓口でお渡することもできます。



- ・セルフプランは、今後サービスを利用していくうえで大切なものです。大切に保管し、通所先の児童発達支援事業所に写しを提出してください。
- ・6か月毎のモニタリングはありません。
- ・前回セルフプランを提出されており、引き続きセルフプランを希望される場合は、更新申請時に新たにセルフプランを提出してください。
- ・放課後等デイサービス（就学以降の児童福祉サービス）の利用については、改めて保護者等において相談支援事業所を選び（契約し）、相談支援事業所が作成するサービス等利用計画の提出をお願いします（すぐに受け入れることが難しい場合もあります）。



就学先が決まった頃に、相談支援事業所にご相談ください。